

診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ

神戸家庭裁判所姫路支部

家庭裁判所の業務に関しましては、日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成12年4月1日から新たに**成年後見制度**が施行され、それまでの禁治産、準禁治産の制度が全面的に改正されました。具体的に申しますと、ご本人の判断能力の程度に応じて、成年後見（従来の禁治産）、保佐（従来の準禁治産、但し浪費者を除く）及び補助（新設）の3類型が設けられました。いずれの類型でも、ご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、療養監護の支援を行うなど、ご本人の保護に努めることとなります。

これら3類型のうち、成年後見及び保佐を開始する審判を進める上では、原則として、ご本人の判断能力の状況について、医師による鑑定を行うことになっています（ただし、ご本人がいわゆる植物状態にあるような場合等には、例外的に鑑定をしないこともあります。）。

そこで、ご本人の成年後見用診断書を作成されるに際しては、併せて、家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合に鑑定をお引き受けいただけるか等のことについてもお教えいただきたく、別添『鑑定についてのおたずね』へのご回答をお願い申し上げます。

なお、主治医の方は、ご本人の症状の経過について最もよく把握しておられますので、精神科のご専門ではなくても、鑑定の依頼をさせていただきます。また鑑定には、精神保健法の指定医の資格は必要ありません。成年後見制度の利用に反対している親族がいる場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には診療記録の提供等のご協力をお願いします。

ご多忙とは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には、後日、依頼書を送らせていただきます。

※2 鑑定書の作成については、『鑑定書作成の手引』も用意しております。また、最高裁判所のホームページでもご覧いただけます。

（裁判所のホームページ⇒家事手続⇒申立書一覧の順に検索してください。）

※3 ご不明な点については、神戸家庭裁判所姫路支部（TEL079-281-2011後見事件担当書記官）までお尋ねください。

記載にあたっては、以下の点にご留意ください。

1 診断名について

診断名については精神上の障害を必ず記載してください。

2 判断能力判定についての意見

裁判所が本人の判断能力について判断するための参考となる意見を記載してください。4項目のいずれかをチェックすることもできますし、その記載を参考に個々の事案に応じた適宜の意見を記載することもできます。

(参考)

◎自己の財産を管理・処分することができない（後見開始相当）とは、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度です。

◎自己の財産を管理・処分するには常に援助が必要である（保佐開始相当）とは、日常の買い物程度は自分でできるが、重要な財産行為（不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は、自分ではできないという程度です。

◎自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある（補助開始相当）とは、重要な財産行為（不動産や自動車の売買、自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってもらった方がよい。）という程度です。

◎植物状態（もしくはそれに準ずる状態）について

植物状態とは、以下の6つの症状が固定してから3か月以上が経過している状態と考えております。

- ① 自力での移動ができない
- ② 自力での食物の摂取ができない
- ③ 自力で排泄ができない
- ④ 意思疎通ができない
- ⑤ 声は出ても意味のある発言ができない
- ⑥ 目で物を追ったり認識ができない

1	<p>ふりがな 氏名 男・女</p> <p>生年月日 明・大・昭・平 年 月 日生 (歳)</p> <p>住所</p>
2	<p>医学的診断 診断名</p> <p>所見(現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)</p>
3	<p>身体の状態</p> <p><input type="checkbox"/> 植物状態である <input type="checkbox"/> 植物状態に準ずる</p> <p><input type="checkbox"/> その他 日常生活の状況(<input type="checkbox"/>全介助 <input type="checkbox"/>部分介助() <input type="checkbox"/>介助無) 発語(<input type="checkbox"/>発語不能 <input type="checkbox"/>発語はあるが有意味言語の発語なし <input type="checkbox"/>発語あり)</p> <p><input type="checkbox"/>特記事項()</p>
4	<p>精神の状態</p> <p>意思疎通 <input type="checkbox"/>不可能 <input type="checkbox"/>可能(<input type="checkbox"/>言語 <input type="checkbox"/>動作 <input type="checkbox"/>筆談 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>記憶力 <input type="checkbox"/>自己の年齢(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可) □()</p> <p>見当識 <input type="checkbox"/>日時(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可) <input type="checkbox"/>場所(<input type="checkbox"/>回答不可 <input type="checkbox"/>回答可)</p> <p>計算力 <input type="checkbox"/>計算は全くできない □()</p> <p>理解・判断力<input type="checkbox"/>理解不能 □()</p> <p>知能検査 <input type="checkbox"/>IQ <input type="checkbox"/>HDS-R(点)(施行日 年 月 日)</p> <p><input type="checkbox"/>施行不能</p> <p>その他 <input type="checkbox"/>特記事項なし □()</p>
5	<p>回復の可能性</p> <p><input type="checkbox"/>ない <input type="checkbox"/>ほとんどない <input type="checkbox"/>ある <input type="checkbox"/>不明 <input type="checkbox"/>その他</p>
6	<p>判断能力判定についての意見</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。(後見開始相当)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 常に援助が必要である。(保佐開始相当)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するためには, 援助が必要な場合がある。(補助開始相当)</p> <p><input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。(後見・保佐・補助に該当せず)</p> <p>(意見)</p> <p>判定の根拠(検査所見・説明)</p> <p>備考(本人以外の情報提供者など)</p>

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

担当診療科名
担当医師氏名

印

病院又は診療所の所在
所在 干
名称
電話番号

鑑定についてのおたずね

神戸家庭裁判所姫路支部

この書面を記入される際に、「診断書（成年後見用）の作成を依頼された医師の方へ」をご参照ください。

1 鑑定について（該当事項の□にチェックを付れたり、記入してください。）

家庭裁判所から精神鑑定を依頼された場合、鑑定を引き受ける。

(1) 鑑定料（検査料・諸経費等は含まない）は 万円引き受ける。

（一般的には、3万～5万円で引き受けていただいています。5万円を超える場合でも、多くの場合は10万円以内で引き受けていただいています。）

(2) 鑑定期間は、約 日必要である。

（一般的には、1か月程度で鑑定書を提出いただいています。）

(3) 鑑定書作成の手引きの送付

希望する。

希望しない。

(4) 書類の送付先

診断書記載の病院等の所在地と同じ。

下記の連絡先への送付を希望する。

病院等の名称

電話

所在地 〒

(5) 鑑定料の振込先

個人

法人

鑑定を引き受けることはできない。理由（ ）

鑑定を引き受けることができないが、下記の医師を紹介する。

氏名

病院等の名称

所在地

TEL

2 その他、家庭裁判所に対する連絡事項等があれば、ご記入ください。

平成 年 月 日

回答者氏名

印